

「未修古文書目録」に見る明治十年代の正倉院文書整理

矢越葉子*

はじめに

奈良時代の一次史料である正倉院文書は、周知のように江戸末期の天保年間の「発見」を機に整理が進められ（正集）^①、明治に入ってから八（二八七五）～十五年の浅草文庫での続修・続修別集・続修後集の成巻、十～十五年の内務省図書局による塵芥文書の成巻、二十七年の御物整理係による続々修の成巻を経て、ほぼ現在の形が整えられた文書群である。このうち、続々修は浅草文庫で成巻した「修整古文書」の残りである「未修古文書」を整理したものであり、この過程において作成された各種の目録および現状の続々修を対照することで、成巻の際に貼り継がれた最小単位を特定することができ^②、この最小単位こそ、すなわち正集・続修後集を成巻する際の抜き取りの結果として発生した断簡であり、正倉院文書研究において復原が避けて通れない以上、断簡の特定は重要な意味を持つ。

この対照作業に使用できる未修古文書および続々修の目録は、

- ① 『正倉院古文書目録』三冊（国立公文書館（内閣文庫）所蔵、架蔵番号一五九一九二六）三に「未修古文書目録」明治十五年の内務省図書局が作成。
- ② 『正倉院御物目録古文書』三冊（東京大学史料編纂所所蔵、RS四一七一―六七一一）二に「正倉院御物目録古文書十二 未修古文書目録」明治十八年に宮内省図書寮が作成した『正倉院御物目録』の古文書の部（図書寮本、所在不明）を、二十二年四月に帝国大学臨時編年史編纂掛が借用謄写。
- ③ 『正倉院御物目録』一五冊（宮内庁正倉院事務所所蔵）一二に「正倉院御物目録十二 未修古文書目録」（参考図書四四 共二冊）前述の図書寮本を、大正十二（一九二三）年六～十二月に奈良帝室博物館正倉院掛が借用謄写^③。
- ④ 『続々修正倉院古文書目録』二冊（東京大学史料編纂所所蔵、RS二〇七一―六七一一）四冊本のうち三・四の二冊のみが現存。明治三十五年六月に東京帝国大学文科大学史料編纂掛が宮内省内事課より目録（所在不明）を借用謄写。続々

修成巻作業中に作成された目録と見られ、未修古文書時点での所属が書き込まれる。

- ⑤ 『正倉院古文書目録』三冊 中に「続々修正倉院古文書目録」昭和四（一九二九）年に奈良帝室博物館正倉院掛が刊行。（のち、一九八四年に文献出版より複製版が刊行される。）

の五種である。目下、西洋子氏を中心に対照研究が進められているが、そこで使用されているのは目録②～目録⑤であり、目録①は使われていない。これは目録①と目録②③の間に大きな改変が見られるためである。しかし、この改変こそ明治十五～十八年に行われた整理作業の結果であり、目録②③と続々修の対照からでは分からない断簡を特定することも可能である。そこで、本稿では目録①と目録②③を対照し、明治十年代の正倉院文書整理について考えてみたい。

一、目録①と目録②③の共通点

先に目録①と目録②③の間に大きな改変が見られると述べたが、同じ未修古文書の目録である以上、両者の記載は大部分において一致している。

まず、両者とも文書を四十五号に分類しているという点で共通している。この四十五という数字は、明治二十六年に正倉院文書の大半が東京に回送された際の目録「東京回送御物目録」（東京国立博物館史資料一〇五二）に

一 未修古文書冊五帙 「続々集四十六帙」

『右一件続々修古文書収之、明治廿八年十月十八日〇』

「キーワード」正倉院文書、復原、断簡、目録、史料編纂

*平成一六年度生 国際日本学専攻

- 一 塵芥古文書三十九卷 第一編 『右一件明治廿八年十月十八日還納』
- 一同廿卷 第三編 『右一件続々修古文書収之、明治廿八年十月十八日還納』
- 一 葉裏故紙廿張 『右一件同上』
- 一 匱紙五張 『右一件同上』
- 一 装潢充造物帳断簡一卷 往来付 『右一件同上』

と見える⁵⁾。この東京回送期間中の明治二十七年に続々修が成巻されたのであり、未修古文書は明治十五年の成立以降、最後まで四十五号の編成であったことが判明する。追記の墨書(「」・朱墨(『))は続々修成巻の事情を端的に示しており、この未修古文書一〇四十五号と塵芥古文書二十卷、葉裏故紙二十張、匱紙五張、装潢充造物帳断簡一卷を合せて、当初四十六帙に、さらに明治二十八年十月の還納段階では四十七帙に成巻されるのである。

次に、記載についてであるが、目録①および目録②③ともに、号の中にいくつかのまとまりがあり、その下に各文書が列記される点で共通している。このまとまりは、目録①では全て「巻」とされ、目録②③では「巻」および「括」に変更されているものの、基本的には同じものを指すと思われる。目録②③では往来軸を有する、あるいはある程度の数の文書が貼り継がれた状態の独立した形態を指して「巻」と呼称しているようである。この目録②③で「巻」とされた状態は外見上ではつきりと識別できるように、ほぼ「巻」のみで構成されている号は目録①と同じ順番での記載となっている。具体的に挙げると、一号〇十号、十二号、十四〇十八号、二十二号、四十一号では目録①と目録②③の記載順がほぼ同一であるが、「括」での記載の多い十一号、十三号、十九号〇二十一号、二十六号〇四十号、四十二号〇四十五号は「括」内での記載順が入れ替わっていることが多い。なお、これらの号においては、目録①および目録②③で各断簡の名称が共通している。具体的に一号の冒頭を事例として挙げる

【目録①】	
一 紙充帳(七百巻 宝字七年四月六日)	壹巻 九枚
一 瑜伽論帳	同 十二枚
一 後一切経雑案	同 七枚
一 屋壊運	同 三枚

【目録③】

- 往来付
- 一 紙充帳(七百巻 宝字七年四月六日) 壹巻 九枚
- 『甲』『最勝王経外三部併七百三十二巻奉写料』
- 同
- 一 瑜伽論帳(自天平勝宝元年九月八日至三年七月十一日) 同 拾壹枚
- 『甲』
- 同
- 一 後一切経雑案(自天平十八年正月十六日至四月三日) 同 七枚
- 『甲』
- 同
- 一 屋壊運(謹解申屋壊運事 天平宝字六年正月廿八日) 同 参枚
- 『甲』

と目録③ではより詳細な記載がなされ、数字で大字が使用されるなど多少異なる点もあるものの、基本的には目録①ないしこれに準じる目録に則って図書寮本(②③の親本)が作成されたことは明らかである。二ではこれらの記載の相違について、単純な項の順番の変更では解決できない点に焦点を合せて、見ていくこととする。

なお、二十三号〇二十五号は、目録①と目録②③で各断簡の名称や断簡を構成する料紙の枚数の記載が大きく異なる点に特徴がある。この箇所については目録①に基づいて目録②③を作成したとはとても考えられず、別の目録に基づくか、もしくは新たに目録を作成したかのようである。またこの部分は対照作業も難航している。本稿の構成上、ここでは保留し、後考を期することとする。

二、目録①と目録②③の相違点

(一) 項の統合

本来であれば、西氏の対照表と同様に、四十五号に渡って目録①と目録②③の対照表を掲載すべきであるが、紙幅の都合上、本稿では相違点に絞って述べていく。まず挙げられる相違点は、項の統合である。この点については既に石上英一氏が神護景雲元年〇三年の間に造東大寺司と奉写一切経司とで遣り取りされた文書の継文

(「奉写一切経司継文」)を復原する中で触れておられる。⁷⁾すなわち、目録③で二十九号四「造東大寺司移奉写一切経司 神護景雲二年 一卷 十四枚」(No.653)⁸⁾として十四枚で一巻を成しているのに対して、目録①二十九号四では最低でも七項⁹⁾として東大寺司移奉写一切経司 景雲二年閏六月三日 一枚、2「造東大寺司移奉写一切経司 神護景雲二年三月廿日 二枚」、3「同上 神護景雲三月廿八日 二枚」、4「奉写一切経司移造東大寺司 神護景雲二年五月廿九日 一枚」、5「造東大寺司移奉写一切経司 神護景雲二年三月廿七日 二枚」、6「同上 神護景雲二年八月廿日 二枚」、12「造東大寺司移奉写一切経司 景雲二年九月廿一日 一枚」に分けて記載が設けられていることを指摘する。またこの記載の変更は、目録①の「作成段階では継目が剥がれ、あるいは剥がされて八通の文書が分離している状態にあったことを示して」おり、目録③で「一巻一四枚としてあたかも連接された継ぎ文のように記述しているのは、おそらく、九通の文書を重ねて括った状態にしてあったことを示すのであろう」と推測する。つまり、目録①作成から目録②③作成の間に、号内で整理を行い、関連する文書同士を組み分け、恐らく紙縷のようなもので括る作業を実施したことが想定されるのである。

このような項を統合する事例は他にも散見される。管見の限りで号内での統合が判明するものは、¹⁰⁾

- (a) 二十八号十 2 「菌部広公謹解 申宮一切経造事 一枚」
十七号 4 「菌部廣君謹解 申造一切経事 片紙」
←
- 二十八号十 No.597 「菌部広公謹解 申宮一切経造事「一」¹¹⁾ 二枚
「申造一切経事 一」
- (b) 二十八号十 3 「子部多夜須解 天平十八年九月廿一日 一枚」
十七号 7 「子部多夜須解 申進用紙事 二枚」
←
- 二十八号十 No.598 「子部多夜須」解 申用紙事 一 二枚
請写疏合二卷 一 天平十八年九月廿一日
- (c) 二十九号十 「安刀息人 合受百卅四枚 同「壹卷」 三十六枚

十二 「石歌六百受六十八枚 十五年十月八日 同「壹卷」 十六枚」

← 二十九号十 No.672 「充紙帳 「安部日人 一／石坂 一」 二巻 五十二枚」

(d) 三十二号一 「充筆墨紙帳 四月二十四日 壹巻 六枚」

← 八 1 「写後経所解 申請筆墨事 四枚」

三十二号一 No.796 「充筆墨紙帳 表題 僧正弥勒経料充『紙』并筆墨紙出納帳 『天平十六年三月十四日始』 壹巻 十九枚」

(e) 三十四号三十一 2 「鳴院牒 天平勝宝七歳八月廿五日

← 3 「造東大寺司牒鳴院 同年八月八日

三十四号十四 No.890 「奉請内裏経目録 中論疏六巻以下 十枚」

の五例がこの事例に該当する(矢印は目録①から目録③の変化を示す)。(a)と(c)の三例では目録③への追記内容と統合が一致する。(d)・(e)の事例は目録③の記載からは項が統合されたことは分からないものの、続々修の目録である目録⑤の記載を見ると、(d)はそれぞれ別項として、また(e)も二項として扱われており、目録②③での項の統合は明らかである。これら五例においても、石上氏の指摘と同様に、何らかの括りがなされたことであろう。

(二) 号を越えた移動

(一) では同じ号の中で項を統合する事例について述べたが、次に号を越えた項の移動が行われた事例を扱う。管見の限りで、号を越えて項を移動したことが明らかなのは左記の通りである。

- (ア) 二十一号三 5 「仏器帳 弘仁五年七月 一枚」 ↓ 一号 No.15 の一部
- (イ) 二十一号十一 2 「秦吉磨解 申不参向事 一枚」 ↓ 三十号 No.698
- (ウ) 二十七号一 3 「牙占一枚 皇后宮一切経遺者 片紙」 ↓ 一号 No.15 の一部
- (エ) 二十七号三 9 「九月十三日酒主 片紙」 ↓ 二十八号 No.628

- (オ)二十七号三 23 「帛帳一條 片紙」 ↓二十八号 No. 628
 (カ)二十七号三 25 「醉胡・未返 片紙」 ↓二十八号 No. 628
 (キ)二十七号九 1 「弘仁五年七月廿九日出胡麻云々 一枚」 ↓一号 No. 15 の一部
 (ク)二十七号九 2 「犀角三箇 弘仁二年九月廿四日 一枚」 ↓一号 No. 15 の一部
 (ケ)二十八号六 「一切経々生手実案 天平十四年三月廿九日 壹卷 二十四枚」 ↓四十三号 No. 1066
 (コ)二十八号十一 「曾根万呂解 申作紙事 壹卷 四枚」 ↓四十三号 No. 1129 の一部
 (ク)二十八号十二 1 「、有磯解 写疏用紙事 二枚」 ↓四十三号 No. 1129 の一部
 (シ)二十八号十二 2 「一切経音義 天平廿年九月廿一日 片紙」 ↓四十三号 No. 1131
 (ス)二十八号十二 4 「香山久須万呂解 申請筆事 片紙」 ↓四十三号 No. 1132
 (セ)二十八号十二 5 「乙櫃 天平十三年三月十一日 一枚」 ↓四十三号 No. 1127
 (ソ)二十八号十二 6 「戊櫃 天平十三年三月十一日 一枚」 ↓四十三号 No. 1128
 (タ)二十八号十三 2 「借用官紙 一枚」 ↓四十三号 No. 1126
 (チ)二十九号九 「爪工五百足解 申作物事 同「壹卷」 八枚」 ↓三十号 No. 704
 (ツ)三十号 十 3 「淨清所解 申幸行雜用事 一枚」 ↓一号 No. 15 の一部
 (テ)三十一号四 11 「滓醬二斛七斗二升 片紙」 ↓四十三号 No. 1133
 (ト)三十六号十四 「同上「上帙帳」 宝亀五年六年 同「壹卷」 百五枚」 ↓三十七号 No. 966
 (ナ)三十六号十七 「同上「上帙帳」 同年「宝亀三年」 同「壹卷」 四十三枚」 ↓四十三号 No. 1065
 (ニ)三十九号十六 1 「筆納用帳 宝亀四年三月廿五日 同「壹卷」 七枚」 ↓四十五号 No. 1139
 (ヌ)三十九号十八 「経師等手実 神護景雲四年 同「壹卷」 四拾枚」 ↓四十五号 No. 1137
 (ネ)四十三号三 7 「廿四制囀信縁 嘗具云々 一枚」 ↓一号 No. 15 の一部
 (ノ)四十三号三 9 「異絵辛櫃 一枚」 ↓一号 No. 15 の一部
 (ハ)四十三号四 4 「勅封倉藏物云々 一枚」 ↓一号 No. 15 の一部

まず、項の統合とは関係しない(イ)・(ウ)・(シ)・(ス)・(セ)・(ソ)・(チ)・(ト)・(ナ)・(ニ)・(ヌ)の二三例を見ていこう。これらは項の中身を変えるでもなく、単純に号を変えて移動を実施している。特に(ウ)・(ソ)・(チ)・(ト)は四十三号第九括への集中的な移動であり、項の統合を実施した(コ)・(ク)を含めると、目録③の番号で見ると第九括 No. 1125 ～ 1133 九点の

うちの七点としてここに現れている。未修古文書の段階においても記載内容などによる号毎の分類が実施されていたことを想起させる。むしろ続々修に見られるような完全に内容や形態、機能に即した大規模な編成はなされていないが、西洋子氏の言うように「あくまでも仮の分類であって、内容にはあまりこだわら」ない訳ではないように感じられる。¹⁸⁾

次に項の統合をしつつ号を変更している事例に移る。まず直前に触れた(コ)・(ク)であるが、この二項は目録②③では No. 1129 「解 申作紙事以下 曾祢磨云々一 有磯云々一 四枚」として一括されてしまう。ただし該当する続々修第二十三帙四卷第四十五～五十紙の部分写真帳で見ると、第四十五～四十八紙(十ノ四八四～四八六・十ノ二五九～二六〇)と第四十九～五十紙(十ノ二六〇～二六一)で各々まとまりをなしており、間に新補の白紙が入っていることから、二つの部分から成り立っていることは明らかである。次に(ト)・(ナ)・(ニ)の三点に移るが、これらは号を越え、目録②③の段階では No. 628 として「片紙 十九枚」の中にまとめられてしまう。このような目録②③段階での大規模な集約は、他に二十五号の「片紙 七十枚」(No. 508)、二十九号の「片紙 廿枚」(No. 687)、三十一号の「片紙 三十五枚」(No. 795)があるが、これらは目録①段階では各文書を個別に扱いつつも、目録②③の段階ではある意味で分類を放棄したものと見えよう。最後に、目録②③段階で一号 No. 15 にまとめられた(ア)・(ウ)・(キ)・(ク)・(ツ)・(ネ)・(ノ)・(ハ)の八通について。No. 15 「御物目録 拾枚」に関する記載は目録①の一号には見えないことから、目録②③段階で他の号から集めた文書のみで項を新規に作成したことが明らかである。ただし、No. 15 にまとめられることが明白でありつつも、目録①に該当する項目が見えない文書も存在し、また西氏と筆者で作成した対照表に一部訂正を要する箇所があるため、ここで No. 15 に対応する文書の編成と『大日本古文書』の収載、原本に貼られた付箋や書込みの情報、目録①との対応を以下に掲げることとする。

- 続々修四十四帙三卷第二紙…十一ノ三四八 右下に「一ノ十五」の付箋Ⅱ(ウ裏)
 続々修四十四帙三卷第五紙…十一ノ三四九～三五〇 右下に「二ノ十五」の付箋
 続々修四十四帙十卷第一紙…二十五ノ附一四一～一四二
 目録④に「(旧第一帙第十五卷)Ⅱ(ネ)
 続々修四十四帙十卷第二紙…二十五ノ附一四三～一四四
 目録④に「(旧第一帙第十五卷)Ⅱ(ノ)

続々修四十四帙十卷第十六紙…三ノ三三五 右下に「二ノ十五」の付箋Ⅱウ
 続々修四十四帙十一卷第三紙…二十五ノ附九九ノ一〇〇 右下に「二ノ〇」の付箋

目録④に「(一ノ十五)Ⅱア)

御物納目散帳⑤…二十五ノ附九〇ノ九一Ⅱク)

御物納目散帳⑥…二十五ノ附九一ノ九二Ⅱキ)

御物納目散帳⑦…二十五ノ附九三ノ九四

「以上三通旧収在第一帙第十五卷」の書込み

御物納目散帳⑩…二十五ノ附九六ノ九七

「右旧収在第一帙第拾五卷」の書込みⅡハ)

これら一〇点がNo.15に該当するが、注目されるのは現在「御物納目散帳」に抜かれている四通であろう。写真帳で見るとそれぞれ「以上三通旧収在第一帙第十五卷」・「右旧収在第一帙第拾五卷」との旧所在に関する書込みがあることから元々は未修古文書に収められていたことが分かるが、明治十五年段階の目録①に項が設けられていることより確実性が増す。また、続々修四十四帙十卷第一紙・第二紙および続々修四十四帙十一卷第三紙の三通は『大日本古文書』編年文書二十五の附録に掲載されていることに鑑みても宝物の出納帳であるが、未修古文書からの抜き取りを行わなかった結果、続々修に成巻されてしまったものと思われる。

以上、号を越えた移動について見てきたが、(一)で取り上げた号内における項の統合以上に、内容による分類を実施しようとの意図が窺えるであろう。特にNo.15のように「御物目録」と思われる文書一〇通を各号から集めて新たに項を立てるなど、整理の先にある成巻作業をも視野に入れたかのような動きは注目されよう。続々修成巻以前の未修古文書の段階から早くも「整理」は始まっているのであり、このような動きは未修古文書の目録同士を照合することでしか分からないのである。また、この段階の「整理」は全て類似した内容の文書を集めるという方法で行われており、続々修成巻の際に採用された分類方法との差異も興味深い。

(三) 項の消滅

ここでは二十七号一を例にとって説明したい。二十七号一は、目録①段階では

1 「以天平十九年五月六日云々

六枚」

- 2 「天平勝宝元年九月十日校始 九枚」
- 3 「牙占一枚 皇后宮一切経遺者 片紙」
- 4 「撰大乘論第一卷云々 一枚」
- 5 「法華子注三占用八十六張 片紙」
- 6 「治田石万呂進上紙廿八卷 片紙」
- 7 「紙歩作事 一枚」
- 8 「作紙事 片紙」
- 9 「丈部曾祢万呂解 片紙」
- 10 「大友廣國写正用紙事 片紙」
- 11 「写仁王経疏同公文 片紙」

「右十一通巻」

と一一通から成り立っているが、目録②③段階では

- 523 「以天平十九年五月六日云々 六枚」
- 524 「作紙事 天平宝字四年 一枚」
- 525 「天平勝宝元年九月十日校始 九枚」
- 526 「法華子注三印用八十六張 一枚」
- 527 「丈卿、一部一曾祢万呂解 片紙」

「一」 「右五通巻」

と五通に減少する。一見して分かるように、目録①の第1項は目録②③のNo.523、第2項はNo.525、第5項はNo.526、第8項はNo.524、第9項はNo.527にそれぞれ対応している。また第3項は先ほどの一号No.15に抜き出されている。よって、第1・2・5・8・9項が残り、目録②③のNo.523・527として二十七号第一括を構成するのである。それでは残りの4・6・7・10・11項は他の括や号に移されたのであろうか。

ところが、対応する続々修から検討する限り、必ずしもそうとは言えないのである。右の4・6・7・10・11項のうち、対応する続々修が判明するものは

4 続々修二十六帙十卷第十八ノ十九紙(二十四ノ四八二)

左下に「廿七ノ一」の付箋

6 続々修二十七帙三卷第二紙（八ノ三五二） 左下に「廿七ノ二」の付箋

7 続々修二十七帙三卷第二十六紙（十四ノ三二一）

左下に「廿七ノ二」の付箋

10 続々修二十三帙四卷第六十三紙（十二ノ四三七）

目録④に「(旧第廿七帙第一卷)」

の計四項である。第4・6・7項に該当する文書にはいずれも「廿七ノ二」の付箋が貼られている点、また4・6・7・10項の該当する目録④にはいずれも「旧第廿七帙第一卷」とある点より、これらの文書は続々修成巻の直前まで、すなわち目録②③の親本の段階では二十七号一に収められていたと考えられるのである。しかし、目録②③の二十七号一括には該当する項が見当たらず、また他の括や号に目を移しても皆目当たらない。とすれば、目録②③の親本である図書寮本（明治十八年作成）の段階で二十七号一括に置かれつつも、何らかの要因からこれら四項が脱落してしまったと考えられるよりほかはないであろう。つまり、人の手で作成された以上、目録②③も完全ではないのである。

このように項が消滅した事例として、続々修との対応までが判明するものは他にない。ただし、目録②③と続々修の対照表のうち、「対応不確定」としたものが一点ある²³⁾。それは続々修四十二帙四卷第八紙（二十五ノ二〇九）で、目録④には「旧廿五ノ八」とあることより、未修古文書の段階では二十五号八括に収められていると考えられるものの、目録②③には対応する項が見当たらない。これに対して、目録①の二十五号には続々修四十二帙四卷第八紙の内容（写経料物の送付）と関連すると思われる「写経所用度帳 一枚」（二十五号一22）、「写経所用度帳」（二十五号二7）、「写経所用度帳 一枚」（二十五号十一1）、「写経所用度帳 一枚」（二十五号十四2）などが見えるのである。目録①の記載が簡易なため、続々修四十二帙四卷第八紙がこれらのいずれに該当するのか（あるいは該当しないのか）は断定できないが、対応の可能性は推定できるのである。

おわりに

本稿では、明治十五年図書局作成の未修古文書目録（目録①）と明治十八年図書寮作成の未修古文書目録（目録②③）の対照を行い、主に相違点について述べてきた。

最後にこれらの結果から窺うことのできる明治十年代の正倉院文書の整理状況についてまとめておきたい。

まず、号内で項を統合している事例があることより、目録①の号内には内容の類似した文書がある程度まとまった状態で存在していた可能性があることが判明する。未修古文書は続修・続修別集・続修後集の成巻のうち、また整理を実施していない文書を差し当たってまとめたものであるが、続修・続修後集での抜き取りののち、時間をかけて残りの文書を分別していないのであれば、抜き取った箇所前後が揃って同じ号に所在していたとしても不思議はない。

このような状態の未修古文書であるが、目録①で各まとまりを「巻」と表現していることより卷子状にして保管していたことが判明する。ただし、明治十八年時点で巻内の配列が簡単に変更されたり、また号・巻（括）を越えての移動や統合がなされたりしている点より見て、断簡と断簡を固定するような処置は全く施されていないかと考えられる。施されていたとしても、簡単に除去できる紐や紙縫のようなものを使用する程度で、このような「巻」をいくつかまとめて帙に入れ、保管していたのであろう。

右のように容易に差し替えが可能な状態で保管されていたため、断簡の順番や所属は必要に応じて変更された。目録②③の親本である図書寮本は明治十八年に作成されたものであるが、宮内省に図書寮が設置されたのは十七年七月であり、また正倉院宝物が宮内省専管になったのはこれに先立つ五月のことであった。この所管の変更に伴って図書寮で作成されたのが図書寮本であるが、恐らくこの目録作成の際に、既成の目録を参照しつつ、適宜配列を変更して記載をしてみたものと考えられる。「御物納目散帳」に見られる成巻を視野に入れたような整理の動きも、所管変更に伴う新たな気運によるものであろうか。ただし、人の手で記録を作成する以上、この図書寮本にも記載漏れがあったであろうことは先に述べた通りである。

以上、整理状況については推測による部分も多いが、容易に配列を改変することが可能な状態にあった未修古文書に基づいて断簡分けを推定する場合、目録②③のみでなく、続修後集成巻後の状況を少しでも多く反映すると考えられる目録①をも参照する必要があることは論を俟たないであろう。今後の復原研究における目録①の活用が望まれる。

註

- (1) 近世の正倉院文書整理については、皆川完一「正倉院文書の整理とその写本―穂井田忠友と正集―」（『日本古文学書論集』3古代1、吉川弘文館、一九八八年、一九七二年初発表）に詳しい。
- (2) 明治以降の整理については、西洋子『正倉院文書整理過程の研究』（吉川弘文館、二〇〇二年）、東野治之「正倉院宝物の明治整理―正倉院御物整理掛の活動を中心に―」（大阪大学文学部日本史研究室編『古代中世の社会と国家』清文堂出版、一九九八年）を参照した。
- (3) 飯田剛彦「正倉院事務所蔵『正倉院御物目録』十二（未修古文書目録）」「『正倉院紀要』二三〜二五、二〇〇一〜二〇〇三年）にて翻刻公開されている。
- (4) 西洋子「未修古文書目録」と「続々修正倉院古文書目録」の対照表（一）（『正倉院文書研究』一、吉川弘文館、二〇〇九年）、西洋子・矢越葉子「未修古文書目録」と「続々修正倉院古文書目録」の対照表（二）（同二、二〇一一年）。具体的な対照作業については（一）冒頭文を参照されたい。また、石上英一「正倉院文書における多様な形態と機能―裏面利用と継文―」（『正倉院文書研究』九、吉川弘文館、二〇〇三年）も各種目録を解説し、具体例を挙げて目録と続々修を対照し、接続の復原との関わりについて言及する。
- (5) 東野注（2）論文二三六〜二三七頁、西注（2）書一九一〜一九二頁に翻刻がある。
- (6) ただし、目録②③の一号の末尾には、二（二）で触れるNo.15が追加されている。
- (7) 石上注（4）論文。
- (8) 飯田注（3）翻刻で付された通し番号。以下目録③の番号については同様とする。
- (9) 号の下の巻内の配列順で、ここでは便宜的に通し番号を振った。以下同様とする。
- (10) 石上氏は目録①二九号五「、大寺司移奉写一切経司 景雲二年九月廿六日 二枚」もが目録③No.653に含まれていた可能性を想定し「八通」とするが、「、大寺司移…」に該当する項が目録③No.656に見えるため、ここでは七通として考えたい。
- (11) ここでは目録と対応する続々修が判明しており、項の統合が確実なもののみを取り上げた。なお、対応する続々修に関しては西・矢越注（4）対照表を参照されたい。
- (12) 引用符内の「」は史料中での鉛筆書きでの追記を、『』は朱書での追記を示す。（飯田注（3）翻刻参照。）
- (13) ただし、目録③への追記がどの段階で為されたものかは明らかでない。
- (14) (d)のNo.796への追記は全て三十二号一「充筆墨紙帳 四月二十四日 巻 六枚」に関するものである。
- (15) 現在のところ、No.796に対応する続々修は（ア）十一帙三卷第一紙〜六紙（『大日本古文学書』八

ノ四五〜四五七、『大日本古文学書』の巻・頁の記載は以下同様、（イ）三十三帙二卷第一紙〜十紙（二一ノ二四〜二四五）、（ウ）三十四帙二卷第十四紙〜十七紙（九ノ一八三〜一八五）の三通と考えているが、目録①の三十二号一「充筆墨紙帳…」は（ア）に、三十二号八「写後経所解…」は（ウ）に該当するものの、（イ）に相当する記載は管見の限りでは目録①には見当たらない。

- (16) 三十四号三十一〜二および3には枚数の記載はないが、続々修十五帙四卷の第三紙〜八紙・九紙〜十二紙（十三ノ一九二〜二〇一）にそれぞれ相当し、枚数も計十紙となる。また、目録⑤でも第二項・第三項と二項に分かれて記載が設けられている。
- (17) 続々修は、一類「写経類集」（一〜十一帙）、二類「経巻歴名」（十二〜十六帙）、三類「諸司文書」（十七〜十八帙）、四類「経師等手実行事上目」（十九〜二十八帙）、五類「筆墨紙」（二十九〜三十七帙）、六類「食口」（三十八〜四十帙）、七類「布施用度雜器雜物」（四十一〜四十四帙）、八類「雜文書」（四十五〜四十七帙）という、内容に即した分類を採用している。
- (18) 西注（2）書二〇二頁
- (19) No.508、628、687、795は項を統合している事例とも見なし得るため、（一）で扱うべきかも知れないが、（二）では目録と対応する続々修が全て判明しているものを扱うとされたため言及を避けた。ただし、これら大規模な集約を行った事例では基本的に号内の文書を対象としているようであり、No.628を除いて号外からの移入は見られない。No.508、628、687、795に該当する続々修については、注（4）対照表を参照されたい。
- (20) 御物納目散帳は『大日本古文学書』では四ノ二三九および二五ノ附八六〜九八に収められているが、様々な編目から抜き取られてきた文書より構成されている。抜き取り先に関する記載は以下の通りである。（本文中で触れたものは除く。）
- ② 二五ノ附八六〜八八 「右旧収在後集第四拾八巻」〔現在三十九〕
 - ③ 二五ノ附八八〜八九 「右旧収在後集第五拾巻」〔現在四十一〕
 - ④ 二五ノ附八九 「右旧収在後集第三巻」
 - ⑤ 二五ノ附九〇 「右旧収在塵芥文書第廿三巻」
 - ⑨ 二五ノ附九五、⑩ 二五ノ附九六 「以上二通旧収在撰出文書第八巻」
- なお、この御物納目散帳の成巻については、西注（2）書第四章二「正倉院御物整理掛での正倉院文書の整理」で触れられているが、続々修と平行して作業が実施され、明治二十七年には完成しているようである（一九一〜一九四頁）。
- (21) 続々修に収められているものの本来除外すべきものは以下の通りである。（本文中で触れたものは除く。）
- 続々修四十四帙十一巻①（往来軸〜第二紙） 二五ノ附五五〜五八
 - 続々修四十四帙十一巻③（第四紙） 二五ノ附一一六〜一一七

矢越 「未修古文書目録」に見る明治十年代の正倉院文書整理

続々修四十四帙十一卷④（第五紙） 二十五ノ附一一八〜二一九

続々修四十四帙十一卷⑥（第八紙） 二十五ノ附八〜九

続々修四十四帙十一卷⑦（第九紙） 二十五ノ附九

続々修四十四帙十一卷⑧（第十紙） 二十五ノ附五四〜五五

続々修四十六帙九卷⑮（第十五紙） 二十五ノ附三四

⑳ 続々修の分類方法は注（17）を参照されたい。

㉑ 注（4） 対照表（二） 一三二頁

Organization of Shôsôin Documents in Meiji 10's : Comparison of Mishû-Komonjo Mokuroku

YAGOSHI Yoko

abstract

Mishû-Komonjo Mokuroku is the inventory of undisposed part of *Shôsôin* documents, which was organized into *Zokuzokushû-Komonjo* in Meiji 20's. Through a comparison of *Mishû-Komonjo Mokuroku* and *Zokuzokushû-Komonjo*, the composition of *Zokuzokushû-Komonjo* has been clarified in late years and that has a great significance in the restoration of documents.

However, there are two versions of *Mishû-Komonjo Mokuroku*, one is written in Meiji 15 (1882) and the other in Meiji 18 (1885), the former is not used in the above-mentioned study because of discrepancies with the latter. But these discrepancies must have occurred as a result of the processes of document organization. In this article, I investigate these discrepancies through a comparison of *Mishû-Komonjo Mokuroku* and aim at elucidating the actual situation of organization of Shôsôin documents in Meiji 10's, which will supplement the aforementioned study.

Keywords: Shôsôin Documents, restoration, fragment, inventory, historiography